

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び
審査支払機関への情報提供等の対応について（その 3）

令和 6 年度診療報酬改定後の施設基準の届出に係る訪問看護ステーションからの施設基準の届出及び審査支払機関への施設基準の情報提供等に係る対応については、「令和 6 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び審査支払機関への情報提供等の対応について（協力依頼）」（令和 6 年 4 月 19 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）及び「令和 6 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び審査支払機関への情報提供等の対応について（その 2）」（令和 6 年 5 月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「5 月 22 日事務連絡」という。）において、その取扱いをお示ししたところ。

今般、「訪問看護管理療養費 1」及び「訪問看護管理療養費 2」に係る取扱いについて、「令和 6 年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費 1」及び「訪問看護管理療養費 2」に係る届出について」（令和 6 年 5 月 24 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、「令和 6 年 6 月 1 日からの算定に係る「訪問看護管理療養費 1」及び「訪問看護管理療養費 2」の施設基準の届出については、令和 6 年 7 月 1 日までに届出を受理した場合については、6 月 1 日から算定する。」とされたことを踏まえ、5 月 22 日事務連絡について下記のとおりとしたので、その取扱いについて遺漏なきよう御対応をお願いする。（5 月 22 日事務連絡からの変更点は太字下線）

記

1. 地方厚生（支）局における審査支払機関への施設基準の情報提供等に関する事項

（1） 共通事項

ア 令和 6 年 5 月中に受け付けた令和 6 年 6 月診療分の施設基準届出については速やかに審査を進めること。

イ 令和 6 年 6 月診療分の施設基準届出については、同年 6 月 1 日（土）8 時から医療システムへの入力が可能となること。詳細については、「令和 6 年度診療報酬改定に伴う保険医療機関等管理システムの改

修方針等について」（令和6年4月2日厚生労働省保険局医療課事務連絡）を参照すること。

ウ 次に掲げる期日までに、次に掲げる施設基準を審査支払機関へ情報提供すること。

(イ) 令和6年6月14日（金）

令和6年5月中に審査が完了した施設基準（（ハ）にかかるものを除く。）（第1弾）

(ロ) 令和6年6月21日（金）

令和6年6月3日までに受け付けた全ての施設基準（（ハ）にかかるものを除く）（第2弾）

(ハ) 令和6年7月19日（金）（※）

・ 令和6年6月21日までに受け付けた令和6年6月1日からの算定に係る「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（I）」に係る施設基準（以下「外来・在宅ベースアップ評価料（I）等」という。）

・ 令和6年7月1日までに受け付けた令和6年7月1日からの算定に係る外来・在宅ベースアップ評価料（I）等に係る施設基準

・ 令和6年7月1日までに受け付けた令和6年6月1日以降の算定に係る「訪問看護管理療養費1」及び「訪問看護管理療養費2」に係る施設基準

※ 令和6年6月22日（土）から30日（日）までの間は、情報提供を行わないこと。このため、令和6年6月21日（金）まで、又は令和6年7月1日（月）から19日（金）までに情報提供を行うこと。

エ 審査支払機関から施設基準に関する照会があった場合は速やかに対応すること。

オ ウの期日等については、地方厚生（支）局と審査支払機関において、必要に応じ、地域の実情を踏まえた調整を行うこと。なお、ウの期日を後ろ倒しする調整を行う場合は、その理由を厚生労働省保険局医療課へ連絡すること。

(2) ベースアップ評価料に係る事項

ア 各地方厚生（支）局は、管下の保険医療機関等からのベースアップ評価料に係る届出に係る届出数について、進捗を管理し、随時厚生労働省保険局医療課及び審査支払機関に情報提供を行うこと。

イ 各地方厚生（支）局は、それぞれベースアップ評価料に係る届出を一覧表に集約した上で、随時厚生労働省保険局医療課に提出すること。なお、一覧表への集約方法については、別途お示しする。